平成27年度第2回

八王子市総合教育会議議事録

日 時 平成27年6月3日(水)

場 所 議会棟4階第3・第4委員会室

第2回総合教育会議次第

1. 日 時 平成27年6月3日(水)
2. 場 所 議会棟第3・第4委員会室

- 3. 議 題
 - (1)市長挨拶
 - (2)教育委員会からの緊急報告
 - (3)「放課後児童健全育成事業」と「放課後の子どもの居場所づくり」の連携について
 - (4)八王子ビジョン2022アクションプランの要求について(平成28年から30年)《非公開》

八王子市総合教育会議

構成員(6名)

八王子市長 石 森 孝 志 八王子市教育委員会 教育長 坂 倉 仁 八王子市教育委員会 教育委員 金 山 滋 美 八王子市教育委員会 教育委員 和 田 孝 八王子市教育委員会 教育委員 星 山 麻 木 八王子市教育委員会 教育委員 輿 水 かおり

説明員

総合経営部長 木 内 基容子 財務部長 小 峰 修 司 子ども家庭部長 小澤 篤子 学校教育部長 廣瀬 勉 学校教育部指導担当部長 山下久也 生涯学習スポーツ部長 小 柳 悟 図書館部長 小 坂 光 男

事務局等

総合教育会議専門管理官野村みゆき総合経営部経営計画第二課長小山等学校教育部学校教育政策課長小俣勇人

【午後1時00分開会】

野村管理官 定刻になりましたので、只今から第2回八王子市総合教育会議を開催いたします。 最初、市長から御挨拶をお願いいたします。

石森市長 皆様、こんにちは。総合教育会議に出席、大変御苦労さまでございます。冒頭、残 念なお話をしなければなりませんけれども、昨晩、市内中学生が、事故により死亡をされたと いう報告を受けました。こういった事態に対して、しっかりと迅速な対応をする。これも会議 の一つの意義でもございますので、後ほどの案件に加えまして、この報告をいただきたいと思 います。

本日のこの会議、2回目となります。前回、初回、4月22日に行ったところでありますけれども、その中では、各委員の皆様方からさまざまな御意見をいただきながら、大綱を決めさせていただきました。大綱につきましては、冊子に取りまとめて、皆様方のお手元に配付をしておりますので、また、御覧いただきたいと思っております。

前回、ちょうど市議会議員選挙の最中でございましたけれども、それ以降、5月1日から新たな市議会がスタートいたしました。新人の方が9名加わった中で、40名をもって、スタートしたわけでございますけれども、5月19日には、臨時議会を開きまして、正副議長、そして、各常任委員会の委員が決定をいたしました。来週、9日には、本会議が行われることになっておりまして、多岐にわたってのさまざまな議論が本格的にスタートすることになりますが、既に常任委員会は始まっておりまして、その中で総合教育会議につきましても、さまざまな議論があったというお話を伺っております。特にその中では、中学校の教科書採択、これが間もなく決定するということになります。私自身も教科書につきましては、注目をしているところでもございますので、これはぜひ、八王子の中学生にふさわしい教科書を選定していただきたいと、そういうふうに思っております。

今日はこの後、具体的な施策について、意見交換をしていただくのと同時に、アクションプラン、これは3年間の実施計画になりますけれども、それにつきましても、委員の皆様方から、さまざまな御意見をいただきたいと、そのように思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

野村管理官 ありがとうございます。それでは、議事に、教育委員会からの緊急報告を追加するということで、お手元の次第に従って進めてまいります。

野村管理官 本日の議題でございますが、二つ目のアクションプランにつきましては、意思形成過程の案件でございますので、市長から非公開の申し出がございます。まず、これをお諮り いたします。

二つ目の案件を非公開にするということで、御異議ございますでしょうか。

(異議なし)

野村管理官 御異議ないということで、議題の二つ目は非公開といたします。

次に、本日の議事録の署名員を決めたいと思います。本日の署名員は、構成員名簿の2番、

坂倉教育長にお願いをいたします。

それでは、議題に入ります前に、教育長から御報告をお願いいたします。

- 坂倉教育長 市長からお話がありましたように、昨日の夕刻、6時少し前ですけれども、大変 残念なことですが、市内の中学生が転落し、最終的に死に至る事故が起こりました。これまで に分かっている経過と、それから対応につきまして、山下教育担当部長から報告させます。
- 山下学校教育部指導担当部長 昨日、市立中学生の転落事故がありましたので、御報告をさせ ていただきます。

転落日時は、昨日、6月2日の午後5時過ぎ。マンションからの転落ということでございます。本人の状況でございますが、救急搬送の後、死亡が確認されております。転落の背景につきましては、現在、調査中でございます。

昨日より、学校と教育委員会と連携をしまして、対応、情報収集を行っているところでございます。

また、あわせて御遺族の方々への対応、それから、当該校、生徒、保護者への対応ということを図ってまいります。学校には、本日、スクールカウンセラーのほかに、市から臨床心理士を2名派遣をいたしまして、子どもたちの心のケアに努めるとともに、これから状況の説明、それから、今後の対応についても保護者に説明をしていくというところでございます。

以上でございます。

野村管理官 委員会から報告がございました。市長、いかがでしょうか。

石森市長 今朝、その内容について、報告を受けました。事務局、学校が一体となって、原因について調査しているということでございますので、できるだけ早く解明していただければと思います。

坂倉教育長 今、ありましたように、生徒たち、また、御家族の方々にも十分配慮しながら調査を進めてまいります。

石森市長 場合によっては、臨時で会議を開くということも考えられますので、ぜひしっかりと対応していただきたいと思います。

野村管理官 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

野村管理官 それでは、緊急の案件はここまでといたします。

次に、議題に入ります。議題1でございます。「放課後児童健全育成事業」、これはいわゆる 学童保育所事業でございますけれども、それと「放課後の子どもの居場所づくり」、これは放 課後子ども教室のことだと思いますけれども、これの連携についてでございます。

冒頭、市長からもお話がありましたが、4月22日の第1回の会議では、教育委員の皆様から、子ども家庭部とこの場で議論することについては期待するという御意見が出されたところでございます。

今日の案件は、放課後の児童の居場所でございますから、双方の事業について、情報共有を し、議論していきたいと思っています。まずは市長から提案説明をお願いいたします。

石森市長 それでは、放課後の児童の居場所についての提案説明をさせていただきます。

今、放課後の児童が、安全に安心して過ごせる場所を確保することが課題となっております。 保育園とは違い、小学校に入ると、子どもが早く帰ってきても、面倒を見る人がいないという 家庭も増えております。さらに子ども・子育て支援新制度によりまして、御案内のように、小 学校6年生までの児童を学童保育所で受け入れることとなっておりますけれども、学童保育所 の増設、拡大が困難である中、待機児童も少なからずおり、これも課題の一つとなっておりま す。

また、全ての子どもたちに言えることでありますが、帰宅後の生活環境を見ると、安心して 外で遊べない地域もあり、家の中でゲームをして過ごすなど、体力の低下も指摘されておりま す。

そこで学童保育所と放課後子ども教室のさらなる連携が必要になるわけでありますが、現在、放課後子ども教室につきましては、地域の方や保護者が力を発揮してくださっております。これは大綱に掲げております、地域とつながる学校づくりでお示ししたとおり、学校と地域が一体となって子どもを育成し、地域の皆様が学校に関わることで、学校を拠点としたまちづくりにつながっていくことが期待されます。これが八王子が進めている市民協働のまちづくりであると考えております。

今日は課題を整理しながら、事業の進め方について、意見交換をしたいと考えております。 詳細につきましては、それぞれ所管部長から説明をさせていただきます。

野村管理官 それでは、子ども家庭部長、子ども・子育て支援新制度、それから、現状についても含めて、御説明をお願いいたします。

小澤子ども家庭部長 子ども家庭部長の小澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 まず、子ども・子育て支援新制度で、学童保育がどのように変わったのかということについ て、説明をさせていただきます。

学童保育が、市町村の事業となったということ。それから、事業計画の策定が義務づけられたということ。そして、この事業計画でございますが、行政だけで作るのではなく、地方版の子ども・子育て会議できちんと審議をして作りなさいと言われております。

八王子市の場合は、地方版の子ども・子育て会議というのは、子ども・子育て支援審議会という名称で立ち上げてございます。また、この4月からは中核市になっておりますので、これは社会福祉審議会で審議をしていきます。実際には、この社会福祉審議会の下部組織でございます、児童福祉専門分科会、こちらで審議をしていくというものです。

子ども・子育て支援新制度が変わったと今、申し上げましたが、もう一つ、児童福祉法も改正になっております。これは、何が変わったかと申し上げますと、学童保育の対象がおおむね10歳未満から6年生まで、要するに小学生が対象ということで引き上がりました。そして、行政以外の者が学童保育を実施する場合には、届け出が必要になりました。ですので、その学童保育の基準を設ける。最低基準を設ける条例を市で定める。このようなことが変わったところでございます。私ども八王子市でも、事業計画を立ててございます。

事業計画を立てるに当たって、まず、どれだけ学童保育に対してニーズがあるかの調査をいたしました。この資料に沿って、申し上げたいと思います。まず、事業計画のためのニーズ調

査ですが、この黄色い冊子、こちらは小学生の子どもを持つ保護者にアンケートをとってございます。

まず、10ページをお開きいただきたいと思います。問8「放課後、子どもたちが時間を過ごす場所はどこですか」という質問でございます。小学校1年生は44%、2年生は36%、3年生は25%、子どもたちが学童保育所を利用しております。

次に、13ページでございますが、その児童が週のうち何日利用をしているのか。こちらでございますが、週のうち3日利用しているのが10%、4日が約20%、5日というのが60%、このようになっております。

また、今度は、14、15ページでございますが、小学校6年生まで使えるようになった時に、学童を利用したいと思っている。どれぐらいの保護者が思っているかというのは、大体平日、平均で22%ぐらいの保護者が学童を利用したいと思っています。

また、土曜日から日曜日も、5%から7%の保護者が学童を利用したいと思っています。

次に、16ページをお開きいただきたいのですが、こちらには、例えば、就労や介護、病気だとか、学童が必要だと回答した理由を伺うアンケートをとっております。

次に、学童が必要だと思う保護者のうち、もし学校に居場所があった場合、学童の必要性があるかどうかについて聞いております。そのうち、35%の保護者から、学校に居場所があったら、学童を必要としないと回答をいただいております。

17ページをお開きください。これは学童が必要な保護者だけではなく、保護者全員に、放課後子ども教室があった場合の利用希望を聞いております。

次に、緑色の冊子を御覧いただきたいと思います。これは小学校5年生の子どもたちにアンケートをとったものです。8ページをお開きいただきたいと思います。問17です。もし、6年生まで学童があったら、利用するか。このような質問でございます。平均で6.5%の子どもたちが利用する、利用したいという回答をいただいております。高学年の利用ニーズについては、今申し上げた、保護者の大体22%が利用したい。子どもたちは6.5%が利用したい。随分乖離をしてございます。

そこで、実際に既に6年生まで学童保育を行っている大阪、豊中市や大阪市などに確認をいたしましたところ、大体高学年は6%前後の利用であるということでございました。大体子どもたちの回答と同程度だなと思いましたので、私どもは高学年の学童の利用ニーズを6.5%として加味して、この「すくすく 八王子」、ここで出しました事業計画書を作っているところでございます。

そして、次に、それは制度が変わったことで変わったところでございますが、実際に現在の 学童保育所の状況がどうなのかということを簡単に御説明いたします。

資料3を御覧ください。現在、八王子市では、70校の小学校のうち、高尾山学園と恩方第二小を除く、68小学校区に、78カ所の学童保育所を設置をしております。御覧いただいて分かりますように、待機が出ているのは37カ所の学童保育所です。37カ所で、327人の待機児童が出ております。

待機児童の内訳でございますが、フルタイムで働く家庭が83、そして、求職中が36、パ

ートタイムが208となっています。よく保護者の方から御相談をいただいたりするのは、通常は、何とか学習塾だとか、おばあちゃんのお家だとか、ということでしのげるけれども、夏休みがとても困ってしまう。夏休みに、朝から晩まで子どもたちが居場所がないのが厳しい、だから子どもを学童保育所に入れたいというお話もいただいております。

これはちょっと余談でございますが、夏休みに、例えば、学童にふだん通っていて、夏休みの間中、例えば、おばあちゃんの家へずっと行くから、学童には行かないなんていう子どももいます。そういう場合には、学童をあけていただいて、夏休みに必要な子どもに入ってもらう。 去年で大体70弱ぐらいの子どもたちが、ふだんは学童に入っていないのですが、夏休みだけ学童に入っていたということもございます。

それから、もう一つ、現状の報告といたしまして、その表の中に高学年の受け入れ、真ん中ぐらいにありますが、丸印がついているところです。本年度から、先ほど申し上げたように、6年生までが、学童の対象者になりました。八王子では、丸がついている14施設、実際には、13施設になってしまったのですが、13施設で受け入れを行いました。この13施設に限った理由というのは、まず、3年生までの子どもたちに待機児童がいないこと。それと高学年ですと、どうしても思春期に入ったりいたしますので、トイレの問題、あるいは着がえの場所の問題、そういう配慮ができる、そういうところに限っているところです。この14施設で、135人の応募があって、125人決定をいたしまして、取り下げが4人、待機児童6人となっております。

以上、新制度で変わったこと、また、現状についての御報告とさせていただきました。 野村管理官 では、続けて生涯学習スポーツ部長から御報告をお願いいたします。 小柳生涯学習スポーツ部長 生涯学習スポーツ部長、小柳でございます。

それでは私からは、先に、放課後子ども総合プランから御説明させていただきます。お手元の資料2を御覧ください。文科省と厚労省の連名の通知文になっております。タイトルは、「放課後子ども総合プラン」についてとございますので、そちらを御覧願います。

御案内のとおり、放課後子ども総合プランとは、文科省所管の放課後子ども教室と、厚労省所管の放課後児童クラブ、これはいわゆる学童保育所です。それが連携をして、子どもたちの総合的な放課後対策を講じるというものであります。この国の指針は、11ページございますので、これを分かりやすくまとめたものが、一番最後のページ、A4の横書きになっている図の入っているものです。こちらが分かりやすいので、こちらの全体像で御説明させていただきます。

この図の一番上です。上段の趣旨、目的でございますけれども、共働き家庭の「小1の壁」を打破し、全ての児童が放課後を安全で安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした学童保育所と放課後子ども教室の整備を進めるというのが目的になっております。

左側の四角で囲ってありますけれども、ここに国全体の目標がございます。4年後の平成3 1年度末までに、学童保育所については、30万人分を増やすとあります。これは現在90万人ですので、120万人に増やすという目標でございます。また、全小学校区2万か所で、学 童と放課後子ども教室を一体的、又は連携して実施し、そのうちの1万か所を一体型で実施すると。そして放課後子ども教室は、現在の1万か所を2万か所に充実するという目標がございます。

この目標を達成するための具体的な推進方策、これが右側の段になっておりまして、一番上です。学校施設を徹底活用した実施促進というのがございます。これは学校は、放課後も児童が校外に移動せずに、安全に過ごせる場所であります。学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や、放課後に一時的に使用していない教室などを徹底して活用促進するというものでございます。

具体的には、まず一つ目、責任体制の明確化でございます。これは放課後子ども教室は、学校教育の一環として位置づけられているものではないということから、実施主体は、学校ではなく、教育委員会、または福祉部局であります。これらが責任を持って、管理運営に当たることになります。また、事故対応などは、学校に不安感を与えないよう、責任の所在を明確にする必要があるということでございます。

次に二つ目、余裕教室の徹底活用に向けた検討でございます。優先的に学校施設の活用が求められていることから、各学校に使用できる余裕教室がないかを十分に協議をしまして、また、既に活用されている余裕教室についても、改めて利用できないかを検討するということが重要であるとしております。

三つ目です。放課後等における学校施設の一時的な利用の促進でございます。全ての児童が 放課後に参加できる居場所としまして、学校の特別教室とか、図書室、体育館、校庭、けがを した場合の保健室の利用など、そういうスペースを含めまして、学校教育の目的には使用して いない、放課後の時間帯に活用するなど、一時的な利用を積極的に促進すべきとなっておりま す。

次に、真ん中の段、一体型の考え方でございますけれども、全ての児童の安全な居場所を確保するため、同一の小学校内で二つの事業、学童と放課後の二つの事業を実施し、共働き家庭の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室のプログラムに参加できると。例えば、一緒に校庭で遊ぶということなどを一体型としております。

最後に、一番下の欄のところに、丸が二つあるのですが、二つ目です。総合教育会議を活用 しまして、市長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策のあり方 について、十分協議するということでまとめてございます。

以上が、国の示す放課後子ども総合プランの概要であります。この指針、プランの指針を踏まえまして、八王子の放課後子ども教室の現状を御説明いたします。資料1番です。これは各学校の一覧になってございますけれども、こちらを御覧願います。ちょっと細かいのですけれども、全小学校70校のうち、放課後子ども教室を実施している学校は、現在56校ございます。実施率は80%です。また、濃く網掛けしてある学校がありますけれども、こちらは放課後がまだ未実施という学校で、14校ございます。

行の左から5行目になりますけれども、週日数とございます。これを見ますと、放課後子ど も教室が週何日開催されているかを表示してあります。この中で週5日、平日毎日開催してい る学校は、全部で10校あります。

一方、週1日、主に水曜日が多いのですけれども、週1日開催している学校が23校ございます。この欄の右側です。推進委員会という欄がございます。こちらを見ますと、運営主体ですね。放課後子ども教室を運営している主体が、PTA保護者が多いです。その一方、町会や、地域が主体となって運営している学校が12校ございます。

例えば、5番です。5番の第五小学校は、主に町会が主体となって、週5日開催しております。土曜日なども、年に6回ほど、体験教室のプログラムを実施しております。

また、裏面の41番です。加住小中学校は、町会が主体となって、地域の畑での農業体験や、 自然体験活動を積極的に行っておりまして、活動プログラムが充実しているという学校であり ます。

また、51番の浅川小学校、52番の東浅川小学校、この両校とも、地域の総合型スポーツ クラブが主体となって、週5日開催しております。

また、もう一件、地元という意味では、9番の第九小学校です。表の面に戻ってください。 こちらは学童保育所を運営しております地元のNPOが、放課後子ども教室を運営しておりま す。週5日と夏休みなども開催しているといったところでございます。このように、地域の実 情に応じまして、地元の地域、もしくは保護者が主体となりまして運営している放課後子ども 教室でございますが、課題もございますので、お話ししたいと思います。

まず、放課後子ども教室が実施できていない学校、または週5日開催できていない学校の理由というのが、活動場所の教室がないということですとか、6時間目は、高学年が授業をしていますので、特別教室や、体育館、校庭が使えないということなど、居場所としての教室をいかに確保するかという課題があります。今後、放課後子ども教室を全校に拡大、もしくは実施日数を拡充していくためには、学校教育に支障のない限りで、学校の特別教室、あとは家庭科室、図工室、また、図書室だとか、体育館、校庭、こういったスペースを学校教育の目的で使用していない放課後の時間帯に学校との取り決めですね。一定のルールを定めて、責任体制を明確にした上で活用するなど、一時的な利用を積極的に進めていくことが求められております。

また、放課後子ども教室の担い手不足という課題もございます。先代のPTA役員が、次の代になった時に、運営困難を理由に、放課後子ども教室を休止している学校もございます。この担い手につきましては、保護者という枠を超えて、町会だとか、地域人材を積極的に活用して、子どもたちが安全・安心に過ごすことができる居場所である放課後子ども教室を地域と一体となって、運営していくことが必要ではないかということでございます。

説明は以上です。

野村管理官 ありがとうございます。市長からの提案の説明、それから、担当部長からの説明がございました。本日の会議は、この国で示す、放課後子ども総合プランを、本市としてはどのように円滑に進めていけるか。また、それにはどんな知恵があるかとか、工夫も含めてですけれど、その辺のところを議論していければ良いなと思います。

ここで教育委員の皆様から、今、御説明を伺った中で、何か御質問であるとか、御意見がありましたら、ぜひ、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

金山委員 もう一つ、質問というか、つけ加えていただきたいのですけれども、全く違う二つ の、放課後の子どもに関することではありますけれども、一体型ですることはとても難しいの ではないのかなと思っております。ただ、それは、九小で実験的にやっているはずですので、 九小での実践の話をちょっと説明いただきたいなと思います。

小柳生涯学習スポーツ部長 それでは、九小放課後子ども教室ですが、先ほどお話ししました、 学童を担っておりますNPO、こちらは地元のNPOが放課後子ども教室も担っております。 そもそも九小では、学童保育所の待機児童が発生しておりまして、放課後子ども教室を行って おりませんでした。担い手がいないということもありましたので、学童の運営団体が放課後子 ども教室も一緒に行うということが決まりまして、現在行っております。

実施内容は、週5日の毎日に加えまして、夏休みなどの長期休業中も開催しております。学 童の待機児童のほとんどが、こちらの子ども教室には参加しているという状況で、放課後は学 校で過ごしています。

夏休み中は、1年生の教室にエアコンがついてございますので、そちらの教室をお借りしま して、子どもたちは、放課後子ども教室に参加しております。

効果としましては、運営団体が一本化しているといったところで、保護者の対応だとか、学校との調整、こういったところがスムーズに行われたということはございます。あと保護者アンケートもとりまして、放課後や夏休みも子どもの居場所があって助かったという声も寄せられております。

以上です。

野村管理官 よろしいですか。それでは、ほかに。

奥水委員 子どもたちの放課後の安全・安心というのは非常に大きな課題だと思います。これだけ物騒な社会情勢、また、子どもの遊び場がなかなか確保できない。しかも、保護者が働かざるを得ない。もっと言えば、子育てに一番関わらなければいけない保護者が就労せざるを得ないというか、そうしなければこの国が成り立っていかないという状況を考えると、どう受け皿を作っていくのか、とても大事な問題だと認識しています。

一方で、学校教育というもののあり方とか、また、そこに従事する教職員のポジションとか、 そういうものについても、明確にしておくことが必要かと思って聞いておりました。

先ほどの御説明にもありましたけれども、責任の所在を明確にした上で、それぞれが、ここまでがあなた、ここからが私とやってしまうと、どうしても溝ができますから、その重なり部分をどうするのかということが一番大事なことかなと思います。

放課後というのは、厳密に言いますと、学校の放課なわけですね。教育課程を離れた状況ということを考えましたら、学校を離れた状況での担い手、NPOにしろ、行政にしろ、もっと言えば、町会、その他のボランティアにしろ、どういうふうに認識があるのか。または認識を持たせるために、どのような方策を立てなければいけないのか。ここが大きいのではないかなと思います。

私は、自分が学校長をしておりました時に、こういう形で学校施設をお貸ししたことがあります。大変狭い学校でしたので、場所もない中で、どういうふうにすれば共存できるだろうか

ということで、協議を深めたことがあります。けれども、一番学校が大変なのは、安全・安心です。子どもたちが安全に家庭に帰り着くまで全体が見守っていかなければいけない。やめる時が、ちょうど震災の年でしたので、大地震が起こるとか、そこまで想定して子どもたちの安全を守るためには、やはりこれはどっちが責任をもつのかということ以前に、しっかりとしたルールづくり、こうなった時にはこうしようということが細かく決められていることが、双方の安心にもつながると思います。溝をあけろというのではないのですけれども、線引きをある意味はっきりさせた上での重なり、それがないと、なあなあになってしまう。そうすると、お互いが遠慮し合ったり、またはお互いが責任の所在が心配で手を出せなかったりということになるのではないかなと思います。

市長は、地域とつながるとおっしゃいましたけれども、地域とつながるためには、九小の実践やノウハウ、出てきた使える素材というものを広く全部の学校に提供するなり、または、そういうマニュアルを作り直すなりということがあれば良いのかなと思います。

学校施設を徹底活用するとか、いろいろありますが、これは、はっきり言えば、地域とつながる子育て支援ですよね。地域とつながる学校教育というのは、地域とつながる子育て支援という、その認識で進めることが良いのではないかなと考えます。

野村管理官 マニュアルなどでルールを決めておくというのは、当然、一定のルールはあるわけですよね。

小柳生涯学習スポーツ部長 学校教育に支障のない限りという大前提は、どこの学校もまずそれがありますので、放課後子ども教室として、そういったところでのルール、これはございます。見守りをしている安全管理員につきましても、そちらもルールに基づいて契約をしてございますし、業務についてもらっています。

野村管理官 それでは、星山委員、いかがですか。

九小の例がとてもうまくいっているということでしたし、それから、一方で地域で力になりたいという方もいらっしゃると思いますので、そういう方たちにも、主体的に関わっていただくことは大事だとは思うのですけれども、やはり何かが起こった時も、例えば、家庭科室、図工室、体育館といったような、放課後いろいろな活動をしていきますと、いろいろな軽いけがであったり、事故であったりということが起こらないとも限らないとすると、やはりどこが主

体となって、受け皿となっていくかということをきちんと考えていくことはとても大事ではないかなと思いました。その上で、地域の人材を生かして、中期的、長期的なビジョンを持って、もし学童の施設が本当に足りないのであれば、また、新しい学校のデザインを考えていくとか、いろいろな遊び場や、居場所作りということに関しても積極的に考えていかなければいけないのではないかなと思いながら聞いていました。

ということで、私が一番懸念しておりますのは、学校も今、大変多忙と言われていますし、 もちろんいろいろなところで、子どもたちの力になりたいという先生方や、学校関係者も多い とはいえ、具体的に、どういうふうにして、子どもたちの安全と安心と御家族を支えていくか ということについて、なるべく具体的に考えていかないと、誰かだけの負担になってしまうと、 ちょっと厳しいのではないかなと伺っていました。

以上です。

野村管理官 和田委員は、どのようにお考えでしょうか。

和田委員 私も子どもたちの放課後の生活というのは、やはり安全で、子どもたちが楽しく人間関係を作ったり、あるいはさまざまな活動に参加できるという、そういう環境を作ってあげることが大切だなと思っております。放課後の子ども教室については、各教室について、いろいろな活動を工夫されていて、やはり放課後であっても、さまざまな活動に参加できる。興味、関心を高めていくという、そういう活動が保証されていくということが非常に良いことだなと思っています。

ただ、先ほどから議論になっているように、私も学校の教員だったわけですので、今、小学校であっても、週5日制になった時に、6年生は、時間割のコマが30コマなんですけれど、5、6年生はそのうちの28コマが6時間授業ということになっているのですね。そうすると、週に2回しか5時間の日がないわけで、それ以外の日は、6時間授業が終わった後に、子どもたちは、児童会活動であるとか、クラブ活動であるとか、自分たちの学校の中の教育を担っている特別活動という言い方をしていますけれど、そういう活動に参加するような時間に相当とられるようになったんですね。以前とは学校の中の教育の忙しさというか、子どもたちに関わっているそういう時間が増えてきているという現状を踏まえると、先生方もそれにずっと関わっているという状況も出てきます。そういう意味では、先生方の学校での仕事についても、やはりきちんと分けてあげて、協力できる分はもちろん協力が大事だと思うのですけれども、そういう先生方の勤務状況なども考えた時に、きちんと安全とそういう責任をとれる体制の中で、何かできることはないかという話になっていかないと、なかなか先生方、学校も協力しがたいところが出てくるのではないかなと思います。

それから、余裕教室についても、これからはやはりICTの教室であるとか、少人数教室であるとか、教室の活用というのが、これからの学校教育の中で大きな意味づけを持ってくるので、そこを貸してくださいね、ということはなかなか難しくなってくる。それから、普通教室であれば、子どもたちの私物が置いてあって、通常の教室をそのまま自由に使わせるというわけにもいかないわけで、そうなってくると、教室についても、相当配慮してあげないと、活用できる部屋というのが限られてしまうのではないかなと思います。

学校の中で、地域の人たちが教育に参加する、つながっていくということが進められていまして、学校の授業の中にも、地域の方が来るわけですけれども、その時には、必ず責任をとる先生がいて、地域の方が授業や学習に協力するという体制をとっているので、地域の方も安心して、そういう教育活動に参加できるわけですけれども、やはりこういう事業を起こす時には、責任をとる方が誰なのか、明確にしながら事業をしていかないと、PTAの方だったり、お年寄りだったりとか、あるいは、町会の役員の方がそれに参加しているという状況の中で、最終的に責任はあなたですよということにならないように、ぜひ、していっていただきたいなと思います。

- 野村管理官 ありがとうございます。各委員から御発言をいただきましたが、学校の現場としてはどのような御意見が出ているのか。できれば、学校教育部長、または指導担当部長のほうから、それぞれでも良いのですけれども、伺えたらと思います。
- 廣瀬学校教育部長 今、お話がありましたとおり、安全・安心に過ごすことができる場所の確保ということが学校教育部としても非常に重要なことだと、まず前提として思います。

それで現場の状況ということなんですけれども、今、各委員さんおっしゃられたような状況 というのも一つあると思います。

ただ、一方で、余裕教室等の利用可能な教室というのは、数字の上では出てきているという 状況もありますので、先ほどからの議論と重なってしまいますが、その辺のバランスのとり方 が、課題として一番大きいのかなというふうには認識をしています。

- 山下学校教育部指導担当部長 今、各委員さんからもお話が出てきたところと重なるのですけれど、学校施設をお貸ししてやるわけですけれど、実際に子どもたちは同じ空間の中で、時間が切り分けられないと思うのですね。その中で教員が指導している時間から別に大人の方が見る時間という、同じ場所の中で切り替わっていくと、その中でのお互いの意思疎通というか、理解の部分が重要になってくるかなと。お互いの立場や、考え等をすりあわせをしないと、気をつけないと、学校ではこう指導しているのに、放課後になったら、こうなってしまうよという議論になってしまったりとか、逆に、放課後を担う方にとっては、通常、生活の中でのモラルとか、道徳の中でやりますから、そこまで言うのかと。そういうところでいうと、先ほどのラインを引くというところもありますけれども、お互い、やはりラインを引きながらも理解し合おうという取り組みをしなければならないし、それを支援をしなければならないかなという気がしますけれど。
- 野村管理官 よく言われるのですけれど、同じ学校の子どもなのに、授業中は、学校の先生は きちんと責任を持つといって、放課後になると、あまり関わらないという話も聞かれるんです けれども。
- 金山委員 この制度は、放課後の子どもたちの居場所を行政が責任を持つということだと思う んですね。

今、輿水委員も重なり合う部分がありますとおっしゃいましたけれども、そこをいかにうまくするかということがポイントになってくるのですが、重なり合う部分を何か所も作ったら、 それはなかなか難しいことだと思うのです。だから、本当であれば、学童の実施主体と、放課 後子ども教室の実施主体が同じであれば、その線引きが少し少なくて済むのかなという気持ち はとてもあります。なので、九小の実践は、交渉窓口が一つになるという点でも、とても良い のかなと思っています。

それと今までPTAの方がたくさん引き受けていますけれども、アップアップのところもたくさんあるということは、皆様御存じだろうと思います。今、母親の就労も増えていますし、お願いという形でなかなか難しいということが一つあると思います。

あともう一つは、重なりを減らすために、現場でも、できるだけ一つにまとめたほうが良いんじゃないのかなと私が思っているのと同じく、市の中でも、その情報を発信するところができれば、今のところ、理想論かもしれませんけれども、1か所がベストではないかなと。多分放課後の子どもたちの生活を見るということなので、学校教育とは違うものだという認識はありますので、例えば、子ども家庭部さんが、こういうモデルがあると、こうしたいということに対して、教育委員会はどういうふうなサポートができるのかなというのが、もしかしたらうまくいくのかなと昨日は思いながらいたのですけれども、とても今、デリケートな問題で、難しい問題で、あるやり方をすると、お金もかかりますけれども、八王子の中というのは、いろいろな地域がありますので、こういうモデルがある。これにしましょうではなくて、幾つかのモデルを提示していただいて、この地域ではこれができるよね。この地域ではこっちだよねみたいな形でも、全部一様じゃなくても良いのかなとは思っています。

坂倉教育長 私は校長会のたびに、各校長先生方には、3時までが皆様の仕事ではないよと、24時間ではないけれども、来る子どもは同じなんだから、放課後も含めて、子どもの総合的な育成に携わって、言ってみれば、教室開放等に協力してねということは言っているのですが、先ほどから御意見がありますように、かなりいろいろな現状はあることも事実です。そういう中で、先ほどの資料2の一番後ろの「放課後子ども総合プラン」の全体像が一番分かりやすいと思うんですけれど、具体的な推進方策として三つといいますか、大きく二つだと思いますが、言ってますよね。

一つは、学校施設を徹底活用すること。もう一つは、一体型、または連携型という言い方で言っているのですけれども、学校施設の徹底化については、はっきり1番目に責任の明確化、もっと言えば、例えば、ものが壊れた時に、どこが払うのか。学校で払うのか、それとも、ほかのものが払うのか。その辺のところも、しっかり協定を結びなさいよという話が出ていますので、そういうところをしてあげないと、学校長は先ほど出ているように、積極的になれないのかなというのが一つあります。

それと一体型の先ほどの説明の中では、いわゆる学童を利用する子どもと、放課後子ども教室の子どもたちを一緒に遊ばせたり、学習させたりするということがありました。子どもが一体型になるのに、運営主体が別というのは、どう考えても難しくなると考えれば、なるべく一体化していく必要があるのかなと思っています。

また、教室の件に対してもう一ついうと、学童に待機児童が出ていたり、それから、放課後子ども教室の需要が高いというところは、児童も増えているところですので、どうしても教室的には厳しいところが多いという現実もあります。

全体的にどこも同じやり方でやらなくて良いと思うんですね。例えば、加住につきましては、 学童の需要はあるけれども、放課後子ども教室は1日で済んでいる。すなわち、学童を必要な 人たちはいるけれども、そうでないところは、ふだんは家庭で親が見ている地域だと思います し、一方で、先ほどのアンケートにあったように、放課後に居場所があれば、置きたいという 考えもありますので、地域地域で考え方は違って良いと思いますけれども、本当に需要がある ところについては、やはりある程度責任体制と、それから、受け皿の体制というものを少し考 えてあげないと、なかなか難しい。そういう意味では、九小方式みたいなものができるところ は、少しずつ入れても良いのかなと、そんなふうに思っているところです。

野村管理官 いろいろ御意見をいただきました。市長、どのようにお考えになっていますでしょうか。

石森市長 当然、放課後の子どもの居場所づくり、これは大変重要であります。先ほど、金山 委員から、行政の責任でという話がございました。いろいろな課題をお聞きしていると、学校 サイドの受け皿、あるいは担い手、まだまだ行政サイドとして、しっかり中に入って、もう少 しやり方があるのかなと、実はそんなことを思いながら、皆様の意見を聞いておりました。

もう少し、当然、いろいろなマニュアルを作るのも大事なんですけれども、担い手を育てたり、あるいは学校の居場所、こういったものも、ある程度、こっちが責任を持って、そういった場所を作っていく。これはもう少し突っ込んでやったほうが良いのかなと、そういうふうに今、感じたところであります。

野村管理官 その辺を総合経営部長からまとめていただければと思います。

木内総合経営部長 私の場合は、総合経営部長という立場で、市の教育だけではなく、さまざまな施策に横串を刺して、トータルで市としてどういう形にしていくのが良いのかということを考えていく立場です。そういう中では、今日いろいろ直接、教育委員の皆様の御意見をお聞きしたり、それを受けての、市長の今の発言も聞いた中で、こういう場が持ててよかったなと思っております。

実は、九小なんですけれども、たまたま先月、私も九小の放課後の様子を見に行く機会がございまして、学童と教室が、同じ主体がやっている形で、現在非常にうまくいっているところを、放課後の責任者の方からも直接お話を聞きましたし、ちょうどたまたま、その時間帯に副校長先生もいらっしゃって、地域のいろいろな関係性の中で、うまくいっているというお話も聞きました。ただ、多分、私たちは本当にごく限られた時間、そこにいただけですけれど、そこに至るまでには、相当な御努力であったり、それまでの蓄積もあったのだろうなと正直感じました。

市の施策として、一つは、市民の協働による、行政もそうですけれども、行政と市民の間も そうですし、市民同士もそうですし、そういう協働によって、地域課題を解決していくという、 その施策目標というのが一つございます。

それから、そういう地域の中で課題解決するためのNPOの育成ですとか、そういった部分での市民活動を活発化していくという、そういう政策目標もございます。

それから、学校施設を、地域の拠点として考えていくと。もちろん学校教育が最優先という

のは当然ございますけれども、夏休みなど長期の休みもある。あるいは、授業時間以外の時間帯もある。地域の中でもいろいろな年層の方々が、さまざまな市民活動を展開するのに、やはり歩いていける学校施設が、地域の中でとても重要な施設であるということは、当然、子どもを学校に行かせている方以外でも、そこはそう思っているんだろうなと思います。いろいろな公共施設が多々ある中で、今後の施設の維持管理といったことも考えていきますと、校舎そのものも老朽化が進んでいる学校もたくさんございますから、そういうところに手を入れていく時に、これまでの発想ではなくて、地域の中での拠点という位置づけの中で、場合によっては、学校教育以外のさまざまな政策目的にも活用するような形での複合化をすることで、学校施設を中心とした地域のまとまりといったところにもつながっていけるのかなと。コミュニティの醸成ということも、抽象的な言葉では言うのですけれど、実態として具体的に進めていくということが難しい中では、むしろそういう地域で子どもたちを育てるという共通の目標があることで、いろいろな方々に参加機会を作っていけるという具体的な動きになっていくのかなと思っています。

学校教育のほうでも、地域運営学校のようにやはり学校運営、経営の中にも、地域の方々を 交えてという動きになってきていると承知しています。そういう中では、たまたま皆様から、 災害時の話も出ましたけれども、まさに市の防災対策としましても、地域での自主防災組織、 共助をいかに高めていくか。そこのところには、防災分野でも力を入れてやっていますから、 むしろそういう時、どうするのということを、地域の共通の課題として考えていくことが、自 主防災組織や共助にもつながっていくのかなと思います。このような、地域で一体になれる、 良いモデルになっていけば、行政としては、そういう地域がどんどん増えてくればありがたい なと思っています。

ただ、それぞれ皆様からの御発言もありましたけれど、八王子の場合、非常に地域性もさまざまですし、今日の実態、実情はこうですよという資料の中でも、さまざまな運営主体でのやり方、地域ごとに背景、それから地域性が違いますので、そこはこのモデルで、全体に広げましょうとか、そういう単純な話ではなくて、やはり地域地域でしっかりとそこは行政も関わりながら、ルールづくりであったり、先生方の負担、学校側の負担、責任、そういったものについて、しっかりと確認をしていかなければいけないでしょう。恐らく、保護者の方、地域の方々の意識というか、考え方というか、学校で起こったことは、全部学校で責任とってくださいよということではなくて、それは行政の間の関係性だけではなくて、市民として、学校とそれから、子どもたちの育ちをどういう形で地域として支えるかという中では、認識を変えていかなければ、変えていただけるような、啓発という言い方が適切かどうか分かりませんけれども、そういう意識づくりを地域の中でやっていくということも、もちろん行政もしっかりと関わりながらやっていくということも必要かなと思って、今日のお話を聞かせていただきました。野村管理官 教育委員のほうから、つけ加えることだとか、御質問だとかありましたら。

輿水委員 今のお話を少し中・長期的にということでお伺いしていました。特に既存の建物の 改築、また、新設になった時に、複合化や、多目的化を考えていくことがすごく大事なことだ ろうと思います。 やはり八王子を選んで住んでもらおうとか、子育てをここでなら安心してできるかという街づくりがとても大事だと思うんですね。それができている区市は人口が流入しているわけですよね。人口が増えているという、この実態があるわけですから、何をもって、魅力的な町にするか、子育てというのは、すごく大きな柱だろうと思います。とすると、学校施設だけではなくて、もっといえば、公民館とか、さまざまなコミュニティの場とか、それぞれ地域にあるものをどう活用するか。とにかく学校が中心だという、その既成概念、もちろんこれはあるのは当然分かっていますし、いろいろな施設設備、その他、充実しているのも分かっていますけれども、ちょっと発想を変えて、もっと地域に根差したところに、子どもたちの安全・安心の居場所が作れたら良いのではないのかなと思うのです。

下校の指導なんかは、まさに見守り隊にしていただいて。そこでといいますのは、子どもたちにとって、同じ場所で、長い時間、ずっと生活するというのは、大人が思っている以上に負担なんですね。子どもの生活の場がずっと学校なんですよ。ある意味では、ずっと学校ルールの中で過ごすわけですね。私もいろいろな経験をしてきましたけれども、切りかえてやらなければ、ものすごく精神的に負担感がある。普通だったら、お家に帰って、寝そべったり、ちょっとほっとする時間があったり、この切りかえができないと、精神的な負担感の蓄積というのは、いつか子どもにとって大きな影響として出てくるのではないかと。だから、「学校で良いから、長時間できるだけ」という点については、もう少しいろいろな各専門家の意見を聞きながら考える必要があるのではないかなと思います。今、どうこうではないですけれども、総合経営部長の話を聞いて、そういうふうに思いました。

星山委員 先日、日経新聞、その他、新聞からのインタビューなどがあって、子どもの遊びについての記事を書いたんですけれども、放課後をどうやって過ごすかということに関して、これはちょっと私の意見も入りますが、やはり遊びと生活じゃないかなという気がしているわけです。そうすると、今までの学校の施設のやり方、今、多くの議論は教室とか、室内の話になっていますけれど、やはり健全な育成ということを考えると、子どもたちは外で遊ぶ、しかもいろいるな異年齢の人たちや、異世代の人たちと群れて遊ぶということが、いかに子どもの発達に対して大切かということ、今、議論が始まっているところですね。

そうすると、やはり今、どこで子どもたちは遊べるのかということを考えると、学校だけではなくて、もちろん学校の校庭もそうですし、それから、地域にある公園とか、もちろん児童館もですし、あと自然の中でいろいろな整備、こういうものも活用して、子どもたちの放課後をなるべく豊かに過ごして、しかも見守る人がいて、仲間がいるという、そういうあり方を長期的に考えていった中の、今、できることとしていかないと、子どもたちもなかなか窮屈な中で過ごしていかなければいけないだろうなと思います。

また、今、複合化の話が出ているんですけれども、子どもたちだけではなくて、ちょっと以前も出ましたけれども、例えば、御高齢の方、それから、そこに企業であるとか、いろいろな地域産業の方なんかも一緒になって考えていただくと、やはりいろいろな可能性が生まれてくるのではないかなと、とてもある意味、チャンスというか、ピンチですが、チャンスで、いろいろな可能性がある分野ではないかなと私は思っていますので、お願いしたいのは、ぜひ、子

どもの居場所づくりだけではなくて、その質というか、豊かな遊びであるとか、生活の場、なるべく家庭であったような安心とか、ちょっとほっとできるようなことというのも、考えながらデザインしていただけると、すごく良いものができるんじゃないかなと思いました。

野村管理官 ありがとうございます。目的は、子どもたちが放課後安心して、そして、充実して過ごせる安全な場所というのでしょうか。そういうのを大人がどう考えるかということだと思います。この事業進捗状況については、また、この会議で確認できるような機会も持てたらと思っておりますので、今日はこの辺にしたいと思っています。

公開の場はここまででございますけれど、何か皆様から公開の場で、協議すべきことがございましたらば。よろしいですかね。

(なし)

野村管理官 それでは、ここまでといたしまして、ここからは非公開となります。大変申しわけ ございませんが、傍聴の方は、御退席をお願いいたします。

(傍聴者退席)

【午後2時02分】

上記会議録は事実に相違するところがないことを認め、下に署名する。

八王子市教育長